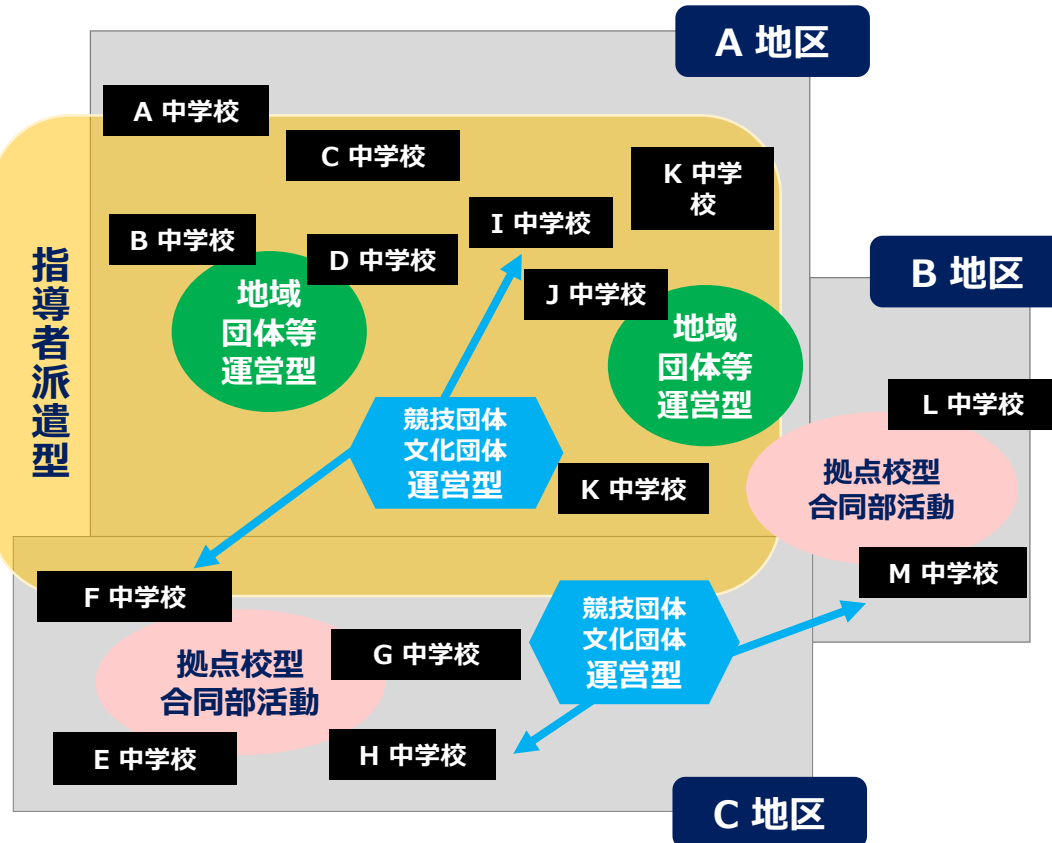


## 移行の全体イメージ

1つの方策にとらわれず、複数の方策により

生徒に対する専門的な指導と、教員の部活動に係る負担軽減  
を可能とする体制を構築する



## 移行の方策

- ① 指導者派遣型  
市が地域の指導者と連携して運営
- ② 拠点校型合同部活動  
生徒数・部活動数の減少への対応  
市が学校、競技団体地域の指導者と連携
- ③ 地域団体等運営型  
総合型地域スポーツクラブや体育・スポーツ協会、民間事業者が運営  
※対応可能なクラブと市が連携
- ④ 競技団体文化団体運営型  
市が競技団体と連携して運営  
※対応可能な団体と市が連携

## 移行に関する課題

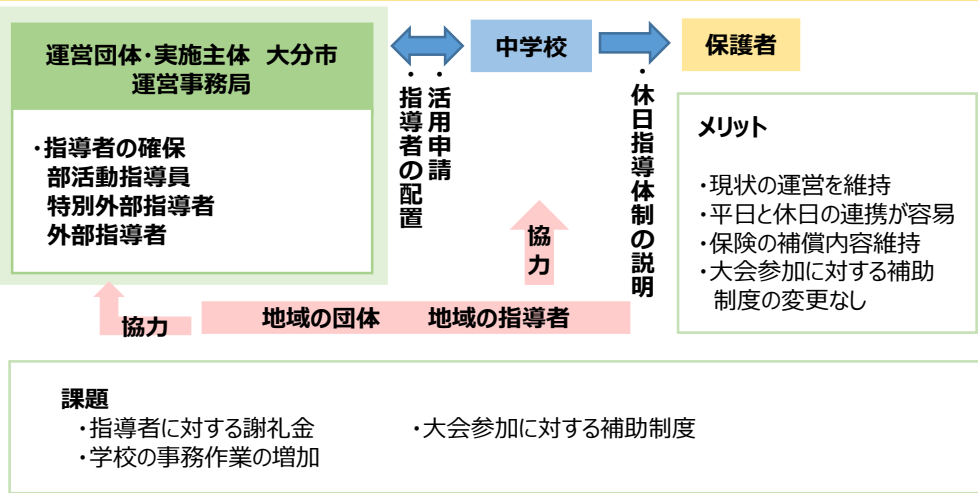
- ① 指導者の確保  
※指導を希望する教員を兼職兼業により、部活動指導員として市が任用することも今後検討
- ② 指導者に対する研修の実施
- ③ 指導者に対する謝礼金
- ④ 会費等の保護者負担
- ⑤ 学校と運営団体との連絡・調整
- ⑥ 事故発生時における保険の補償内容
- ⑦ 大会・コンクール等の参加・引率規程

## 今後のスケジュール

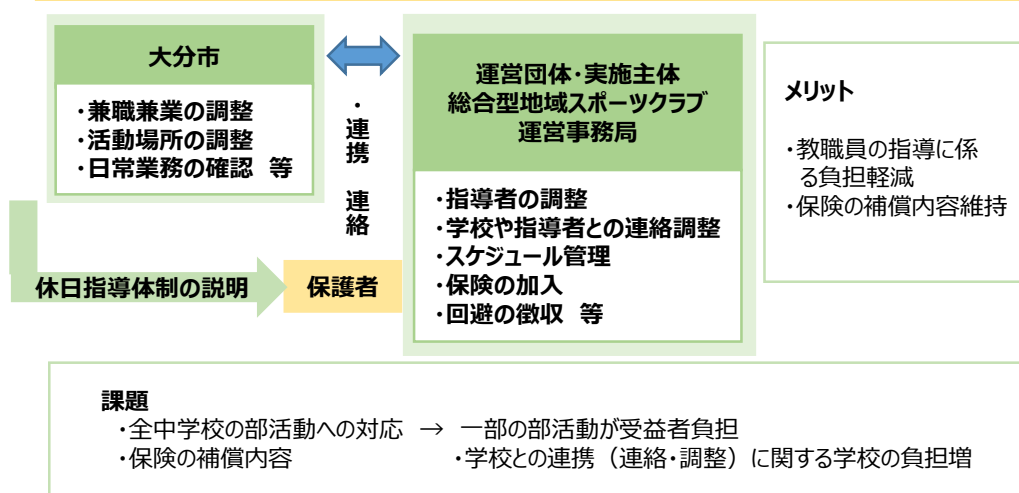
- 令和6年度 現状把握と課題解決に向けた検討
- 令和7年度 検証事業の実施
- 令和8年度 休日の移行

令和12年度までに  
休日の部活動を地域へ移行する

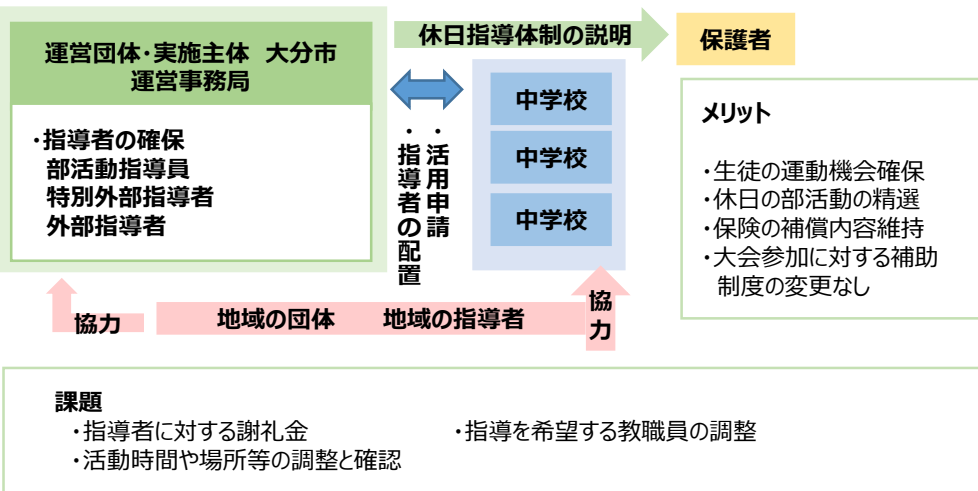
## 1 指導者派遣型



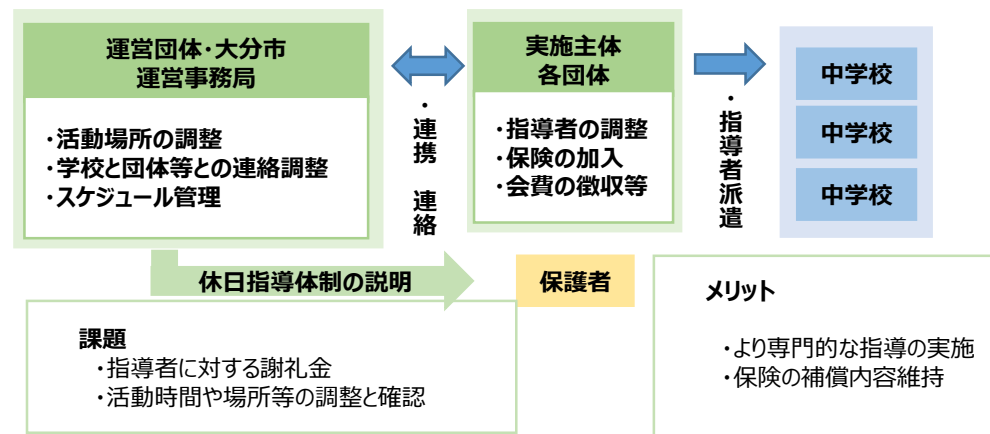
## 3 地域団体等運営型



## 2 拠点校型 合同部活動



## 4 競技団体 文化団体連携型



# 休日の地域移行に関するスケジュール（案）

	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)	2030年度 (R12)
期間	第 1 期			第 2 期			第 3 期	
内容	休日の活動体制の構築 【生徒への専門的な指導と教員の負担軽減】			活動体制の構築・推進・修正			活動体制の充実	
	大分市の現状把握と課題解決 に向けた検討		検証事業 の実施	6割～8割の部活動にて休日の移行			休日の活動体制の完成予定	
部活動 の 実施 体制	学校部活動		平日：学校部活動    平日・休日拠点校式合同部活動    休日：新たな地域クラブ活動 【受け皿や指導者の確保が出来た地域や種目等から移行する】					
検討 委員会	第1回～第4回	第4回～第5回 方針作成						
運営 委員会	活動体制の構築・修正のため 毎年2回開催							
	第1回～第2回	第3回～第4回	第5回～第6回	第7回～第8回	第9回～第10回	第11回～第12回		
	移行後の運用に関する課題（施設利用、保険の加入、補助金等）について							
ガイド ライン 改訂		改訂	改訂後随時見直し					

## 1 複数の方策による部活動地域移行

生徒に対する専門的な指導と、教員の部活動に係る負担軽減  
を可能とする体制の構築



指導者派遣型

拠点校型  
合同部活動

地域団体  
等運営型

競技団体  
文化団体  
運営型

## 2 国が示す地域クラブ活動とは

- 学校部活動の教育的意義や役割を継承する活動である。
- 国のガイドラインを踏まえ、適切な地域クラブ活動として運営されることが望ましい。
- 学校と連携し、教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の充実を図ることが重要。
- 地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場を整備。



生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、  
生徒の心身の健全育成を図る。

## 3 地域クラブ活動の要件（案）

- 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に準じた活動を行っていること。
- 学校部活動の全部、または一部を引き受ける団体
- 活動状況について、定期的に生徒の在籍校と情報共有等行う
- 活動中の事故やトラブル等の管理責任が明らかであり、その解決に向けて、必要に応じて学校と連携する体制が整備されている。
- 公認スポーツ・文化芸術指導者資格を有している、または市が基準として示す指導者研修会等を受講した指導者が携わっている

運営団体・・・各地域クラブ活動を統括する団体のこと

実施主体・・・地域クラブ活動を行う団体等のこと

※運営団体及び実施主体は、同一の団体となる場合も考えられる。【資料5参照】

## 4 他都市の状況について

### 山形県

- ・2023年3月ガイドライン発表
- ・政府の方針を踏まえ、令和5年度から段階的に休日の学校部活動は原則実施せず、休日に活動したい生徒は、地域のクラブ等に加入のうえ活動することを基本とする。今後、改革主体の市町村や関係団体からの御意見を踏まえ、改めて県内に広く周知する予定としている。

山形市は県の方針を受け、現在対応を協議中

2023年11月6日担当課に聞き取り

### 新潟市

- ・2026年度から休日の学校部活動は実施しない方針を2023年6月に発表
- ・活動の地域移行に向け、引き続き議論を進めている
- ・平日の部活動は、原則教職員の勤務時間内で行う方針も併せて公表

令和4年度に地域移行の推進を学校へ周知し、現在各団体に受入れ等を依頼

2023年11月6日担当課に聞き取り